

# 廃棄物焼却炉の維持管理計画書

(空環生第 2211 号)

## 《目 次》

1	産業廃棄物の受入管理.....	1
	(1) 事前の確認.....	1
	(2) 委託契約の締結.....	1
	(3) 受付作業.....	1
	(4) 一時保管.....	2
2	焼却処理.....	3
	(1) 廃棄物の投入.....	3
	(2) 燃焼.....	3
	(3) 測定・監視.....	4
	(6) 異常時の措置.....	4
3	施設の整備・点検計画.....	5
	(1) 点検の種類と点検内容.....	5
	(2) 点検結果の記録.....	5
	(3) 異常時の措置.....	6
4	モニタリング.....	7
	(1) モニタリング計画.....	7
	(2) 異常時の措置.....	7
5	情報管理.....	8
	(1) 記録の作成および閲覧.....	8
	(2) 維持管理情報の公表.....	9
6	災害予防および緊急事態等の対応および連絡体制.....	10

空知環境総合株式会社

## 1 産業廃棄物の受入管理

### (1) 事前の確認

排出業者から産業廃棄物の処分の依頼があった場合は、あらかじめ当該産業廃棄物の情報（種類、量、性状、石綿含有廃棄物の有無、水銀含有廃棄物の有無、荷姿、発生工程）を入手し、必要に報じて有害物質等の分析データ等を確認の上、受入可否を検討する。

### (2) 委託契約の締結

事前確認において、受入、焼却処理に支障がないこと確認のうえ、委託契約を締結する。

### (3) 受付作業

#### ア. 計量

トラックスケールで計量を行い記録する。

#### イ. 受付時の確認

運搬車両に積まれた産業廃棄物は目視により確認し、マニフェストの内容と照合する。記載内容と異なる場合は受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

ウ. 性状の確認

廃液等の場合、必要に応じて搬入された産業廃棄物の検査を行い、性状を分析する。分析の結果、受入不可の物質が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

(4) 一時保管

受付作業を終えた廃棄物については、産業廃棄物の種類に応じて定められて保管場所で処理基準を遵守して保管する。

(5) 保管量

処理前の廃棄物の保管量が、保管上限を超えないように受入れる。

## 2 焼却処理

### (1) 廃棄物の投入

ア. 処理する産業廃棄物は、各保管場所から定められた方法で運搬し、供給装置へ投入する。

- ・ ごみピット → ごみクレーン → 固形物投入機 → 燃焼炉  
※ごみクレーンにて、ごみを均一に混合して固形物投入機に投入する。
- ・ 感染性廃棄物保管庫 → 直接投入搬送装置 → 固形物投入機 → 燃焼炉
- ・ 容器入り産業廃棄物保管所 → 多目的処理室 → 燃焼炉

イ. 燃焼室への廃棄物の投入は、焼却能力を超えないように投入する。

ウ. 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。

### (2) 燃焼

- ・ 焼却操作は、各設備の計装装置が集約した中央操作室で集中制御により行う。
- ・ 運転開始時はバーナーを着火し炉温を速やかに 800°C以上とする。
- ・ 焼却灰の熱しゃく減量が 10 パーセント以下になるよう焼却する。
- ・ 運転停止時は、バーナーを作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くす。

(3) 測定・監視

産業廃棄物を適正に焼却処理するため、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800°C以上、集じん器に流入する燃焼ガス温度を 200°C以下、排ガス中の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下となるように連続的に測定・監視する。

(4) 焼却灰の取り扱い

焼却処理後の焼却灰は、燃え殻保管場所内のコンテナに貯留して飛散・流出を防ぐ。

(5) ばいじんの取り扱い

集塵機で除去されたばいじんは、ばいじん保管場所内のコンテナに貯留して飛散・流出を防ぐ。また冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじん定期的に除去する。

(6) 異常時の措置

焼却処理中に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の投入、処理を中止して原因を調査する。

### 3 施設の整備・点検計画

施設に機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める

#### (1) 点検の種類と点検内容

##### ア. 日常点検、定期点検

異常の早期発見、および設備を適切に維持することを目的として実施する。

設備点検の実施に伴い、点検頻度、点検内容を定めた点検表を作成し実施する。

##### イ. 臨時点検

火災、地震、停電時などの異常時に随時実施する。

臨時点検は、日常点検、定期点検の項目のうち、点検が必要と認められる項目について実施する。

##### ウ. 施設の整備

- ・ 焼却炉関連設備について、メーカーによる定期検査を受ける。
- ・ 計量設備（トラックスケール）について、計量法に基づき2年に1回、定期検査を受検する。

#### (2) 点検結果の記録

設備点検の結果、補修整備事項などは記録し、当該施設の廃止まで保管する。

### (3) 異常時の措置

点検により異常が発見された際は、原因究明を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、必要に応じて補修計画を作成の

上、設備の補修、整備を行う。

## 4 モニタリング

## (1) モニタリング計画

検査対象	検査項目	測定箇所	検査頻度
排ガス	ダイオキシン類	煙突	1回/年
	ばいじん		2回/年
	硫黄酸化物		2回/年
	窒素酸化物		2回/年
	塩化水素		2回/年
	水銀		2回/年
	一酸化炭素		連続測定
燃焼ガス	温度	燃焼室（再燃焼室）	連続測定
		バグフィルタ前	連続測定
悪臭	悪臭物質	敷地境界	随時

排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにするため、下表のとおり

モニタリングを行い、施設の機能および周辺環境に与える影響を把握する。

## (2) 異常時の措置

排ガス検査で基準超過などの異常が確認された場合には、ただちに廃棄物の搬

入、焼却処理を中止および北海道に報告し、異常原因の調査を行う。

原因調査、応急措置、是正処置および今後の対策など、北海道に報告し対応を

協議する。



## 5 情報管理

### (1) 記録の作成および閲覧

廃棄物の処理量、施設の点検結果、モニタリング結果等については、記録を作成し、次の通り閲覧に供する。作成した記録は3年間保存する。

#### ア. 閲覧場所

空知環境総合株式会社 事務室

#### イ. 閲覧時間

9時から17時まで（営業日に限る）

#### ウ. 閲覧期間

据え置いた日から3年間

エ. 閲覧に供する記録は以下のとおりとする。

- ・ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ・ 燃焼室およびバグフィルタ前温度の測定位置、測定日および結果
- ・ 排ガス中の一酸化炭素濃度の測定位置、測定日および結果
- ・ 冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日
- ・ 排ガス測定に係る測定位置、測定日、測定結果を得られた日および結果

(2) 維持管理情報の公表

上記(1)の閲覧に供する記録および焼却施設の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア. 空知環境総合株式会社ホームページ

<http://www.sorachi.co.jp/>

イ. 公表期間

公表した日から起算して3年を超過するまでの間

## 6 災害予防および緊急事態等の対応および連絡体制

### (1) 災害予防

(イ) 火災防止に必要な措置を講じると共に消火設備を備える。

(ロ) 定期的に火災、地震、停電等の非常事態の訓練を実施する。

### (2) 緊急事態への対応方法および連絡体制

(イ) 事故及び緊急事態を発見した者、あるいは外部から通報を受けた者は、直ちに管理者に通報する。

(ロ) 通報を受けた管理者は、現状を確認し、必要に応じて関係各所に通報するとともに社長に報告する。

(ハ) 管理者は、従業員の非難、救出、消火あるいは環境影響が拡大しないよう応急措置を施す。

(ニ) 応急処置を完了した管理者は、報告書を作成するとともに、所轄官庁に報告する。

以上